

事務事業評価（２次評価）の実施について

1 目的

事務事業評価について、総合的・組織横断的な視点から再評価を行うことで、事務事業評価の実効性を高めるとともに、評価結果についての客観性や信頼性を確保する。

2 対象

(1) 選定基準

外部評価の対象とならなかった事業の中から、再評価が必要と判断した 8 事業を選定。

(2) 対象事業(案)

| 番号 | 事業名 | 所管課 |
|----|------------------|------------|
| 1 | 社会福祉協議会法人運営事業補助金 | 社会福祉課 |
| 2 | 福祉金等給付費 | 社会福祉課 |
| 3 | 不妊治療助成費 | 健康推進課 |
| 4 | 企業立地奨励事業助成金 | 港湾・企業立地課 |
| 5 | 移住交流促進事業費 | 商工観光課 |
| 6 | 農業経営支援事業補助金 | 農林水産課 |
| 7 | 産地づくり対策補助金 | 農林水産課 |
| 8 | 図書館活動推進費 | 生涯学習・スポーツ課 |

3 評価手法

評価に当たっては、事務事業間の優先度など市の方針等に基づく総合的・組織横断的な視点で、事業の妥当性、有効性及び効率性を重視し、次の手順で実施する。

- ・ 副市長を長とする庁内評価委員会を設置し、担当課ヒアリングを実施する。

庁内評価委員メンバー

副市長、市長政策室長、行政管理部長、市長政策室次長、行政管理部次長、財政課長

- ・ ヒアリング結果を基に、庁内評価委員会において再度総合評価を行う。
- ・ 庁内評価委員会による総合評価及びコメントを事務事業評価シートに記載し、担当課へ送付する。

2次評価における総合評価が「B」、「C」及び「D」判定となった事業については、翌年度予算要求時に評価結果を反映させた点等を記載した「外部評価等調書」の提出を求める。

4 日程

平成25年10月16日(水)を予定